「福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づく

駐車施設の附置届出等に係る手引き

目次

1　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.1
2　条例の対象地域及び行為　・・・・・・・・・・・・　P.2
3　条例の対象建築物　・・・・・・・・・・・・・・・　P.2
4　附置しなければならない駐車施設の台数　・・・　P.3
5　附置しなければならない駐車施設の位置　・・・　P.4
6　附置しなければならない駐車施設の規模　・・・　P.5
7　駐車施設の附置の届出　・・・・・・・・・・・・　P.5
8　駐車施設の附置の特例　・・・・・・・・・・・・　P.5
9　駐車施設の附置等の完了届　・・・・・・・・・・　P.5
10　駐車施設の附置届出等のフローチャート　・・・　P.6
11　駐車施設の附置届出等に必要な図書　・・・・・　P.7
巻末資料
　様式集・記入例集

福山市建設局都市部都市計画課

２０２５年（令和７年）４月作成

１　はじめに

駐車場法（昭和３２年法律第１０６号）では、『駐車場整備地区内又は商業地域内、近隣商業地域内若しくは周辺地区内において、一定規模以上の建築物を建築等される方に対し、その建築物の用途や規模に応じた台数分の駐車施設（自動車の駐車のための施設）を建築物又はその敷地内に設けなければならない旨を、条例により定めることができる』とされています。

この法律において、建築物に駐車施設の附置を義務付けることを規定したのは、都市における大規模ビルの新築増築による駐車需要の増大が最大の原因であり、駐車場の不足を解消するためです。

また、法令による全国一律の規制ではなく、条例により規制する理由は、都市における自動車交通量の状況、道路の整備状況、附置義務を課すべき地域の市街地の構成、建築密度等の条件が地域によって異なるため、地域の実情に応じた規制が望まれるためです。

本市におきましても、駐車需要の高まりによる駐車場不足の解消や路上駐車の防止などを目的に１９７１年（昭和４６年）に制定した、福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下「条例」という。）により、対象地区内で一定規模以上の建築物を新築、増築又は用途変更（以下「建築等」という。）される方に対し、その用途や規模に応じた台数分の駐車施設を原則敷地内に設けることを義務付けています。

一方、２０２０年（令和２年）に策定された福山駅周辺再生のための基本計画である福山駅周辺デザイン計画に定めたウォーカブルエリアについては、居心地が良く歩きたくなるような人中心の空間へと転換するに必要があるため、２０２５年（令和７年）４月に条例及び規則の改正を行い、ウォーカブルエリアを『**附置義務緩和区域**』とし、同区域内に限り、条例による敷地内への附置義務を緩和するとともに、駐車施設の機能を集約するための『**集約駐車施設**』の認定制度を設けることとしました。

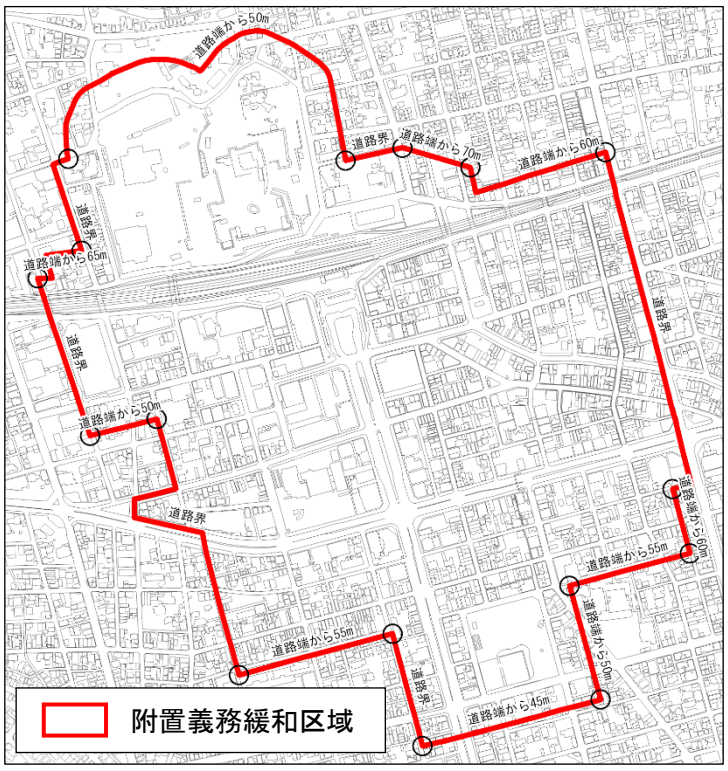

本手引きは、条例及び規則の規定に基づく駐車施設の附置に係る届出等について説明したものです。

駐車施設の附置等に際しましては、本手引きを参考のうえ届出等を行ってください。

なお、集約駐車施設の認定申請等に係る手続きに関しましては、別途『集約駐車施設の認定申請等に係る手引き』をご覧ください。

２　条例の対象地域及び行為

対象地域	対象行為
○ 商業地域、近隣商業地域 ○ 周辺地区（商業地域又は近隣商業地域に接する１，５００ｍ以内の地域で市長が別に指定する地区）	○ 新築 ○ 増築 ○ 用途変更

※ 対象地域をお調べの際は、都市計画課窓口システム又は福山市地図情報統合サイト「ふくやまっぷ」（https://www.sonicweb-asp.jp/fukuyama/）をご利用ください。

３　条例の対象建築物

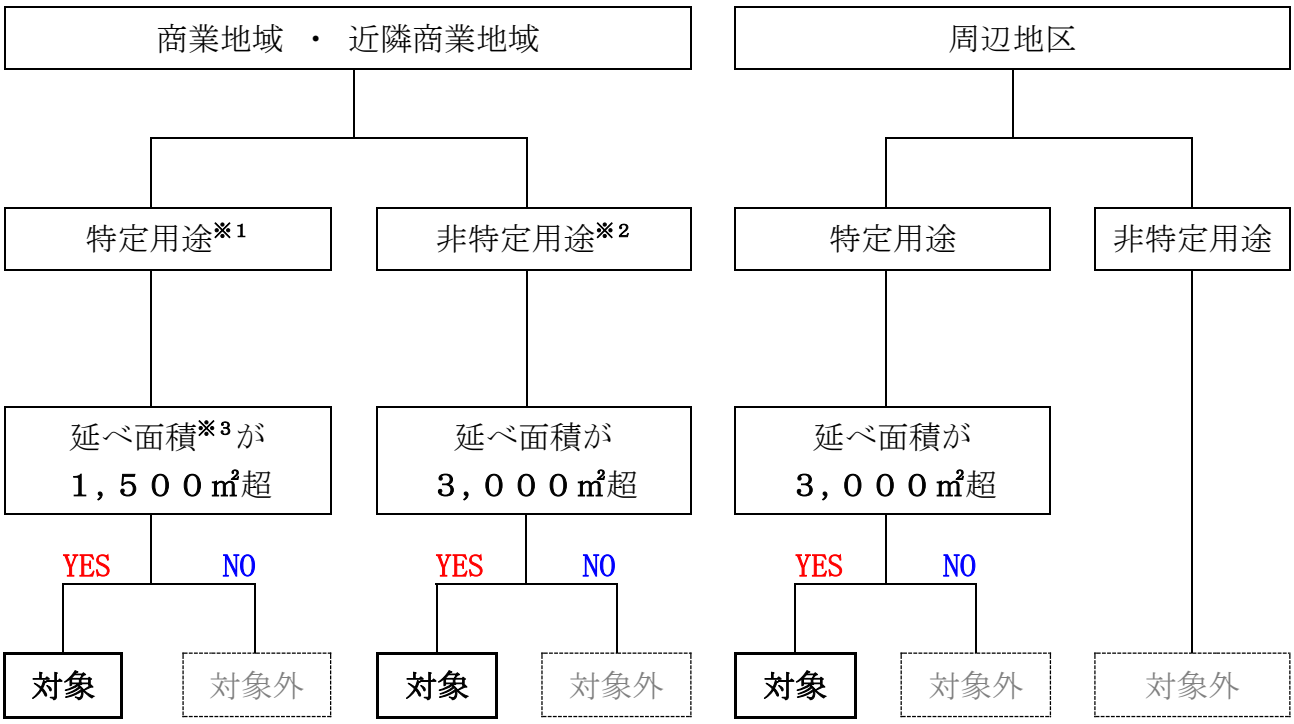

※１　**特定用途**・・・自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途

（劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボウリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場）

※２　**非特定用途**・・・特定用途以外の用途

※３　**延べ面積**・・・駐車施設の用に供する部分以外の延べ面積

【補足】駐車施設の附置を要しない建築物

○ 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園、児童福祉法に規定する乳児院及び保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園

○ 建築基準法第８５条に規定する仮設建築物

４　附置しなければならない駐車施設の台数

(1) 新築又は増築の場合

<table>
<tr><th>地域</th><th>建築物の用途</th><th>建築物の規模</th><th colspan="2">駐車施設の基準</th></tr>
<tr><td rowspan="6">商業地域／近隣商業地域</td><td rowspan="3">全部を
特定用途に
供するもの</td><td>延べ面積が１，５００㎡を超えるものの新築</td><td rowspan="2">延べ面積が１，５００㎡を超える部分の面積について</td><td rowspan="3">１５０㎡までごとに１台</td></tr>
<tr><td>延べ面積が増築によって１，５００㎡を超えることとなるもの</td></tr>
<tr><td>延べ面積がすでに１，５００㎡を超えているものの増築</td><td>増築部分の面積について</td></tr>
<tr><td rowspan="3">全部を
非特定用途に供するもの</td><td>延べ面積が３，０００㎡を超えるものの新築</td><td rowspan="2">延べ面積が３，０００㎡を超える部分の面積について</td><td rowspan="6">３００㎡までごとに１台</td></tr>
<tr><td>延べ面積が増築によって３，０００㎡を超えることとなるもの</td></tr>
<tr><td>延べ面積がすでに３，０００㎡を超えているものの増築</td><td>増築部分の面積について</td></tr>
<tr><td rowspan="3">周辺地区</td><td rowspan="3">全部又は一部を
特定用途に供するもの</td><td>特定部分の延べ面積が３，０００㎡を超えるものの新築</td><td rowspan="2">特定部分の延べ面積が３，０００㎡を超える部分の面積について</td></tr>
<tr><td>特定部分の延べ面積が増築によって３，０００㎡を超えることとなるもの</td></tr>
<tr><td>特定部分の延べ面積がすでに３，０００㎡を超えているものの増築</td><td>増加部分の面積について</td></tr>
</table>

(2) 用途変更の場合

<table>
<tr><th>地域</th><th>建築物の規模</th><th colspan="2">駐車施設の基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">商業地域
近隣商業地域</td><td>特定部分の延べ面積が用途変更によって１，５００㎡を超えることとなるもの</td><td>特定部分の延べ面積が１，５００㎡を超える部分の面積について</td><td rowspan="2">１５０㎡までごとに１台</td></tr>
<tr><td>特定部分の延べ面積がすでに１，５００㎡を超えているものの用途変更</td><td>増加部分の面積について</td></tr>
<tr><td rowspan="2">周辺地区</td><td>特定部分の延べ面積が用途変更によって３，０００㎡を超えることとなるもの</td><td>特定部分の延べ面積が３，０００㎡を超える部分の面積について</td><td rowspan="2">３００㎡までごとに１台</td></tr>
<tr><td>特定部分の延べ面積がすでに３，０００㎡を超えているものの用途変更</td><td>増加部分の面積について</td></tr>
</table>

(3) **特定用途及び非特定用途に供する部分の両方を有する建築物を建築等される場合**

商業地域内又は近隣商業地域内で、特定用途及び非特定用途に供する部分の両方を有する建築物を建築等する際に附置する駐車施設は、次の２つの算定結果のうち、その大きい方の台数以上設けなければなりません。

ア 建築物の全部を非特定用途に供する建築物とみなして算定した駐車台数
イ 特定用途に供する面積について算定した駐車台数

(4) **建築物の敷地が地域及び地区にまたがる場合**

建築物の敷地が、商業地域及び周辺地区にまたがる場合又は近隣商業地域及び周辺地区にまたがる場合は、周辺地区に当該建築物があるものとみなして、駐車施設の台数を算定してください。

５　附置しなければならない駐車施設の位置

条例により附置しなければならない駐車施設の位置は、敷地の場所によって次のとおり決められています。

附置義務緩和区域を含む敷地	それ以外の敷地
○ 建築等を行う**建築物内**又は**敷地内** ○ **敷地からおおむね２００ｍ以内の場所** 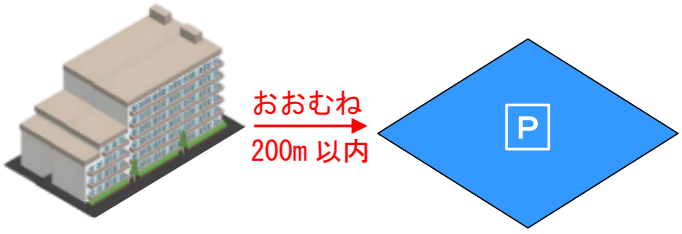 ○ **敷地からおおむね５００ｍ以内の集約駐車施設※内** 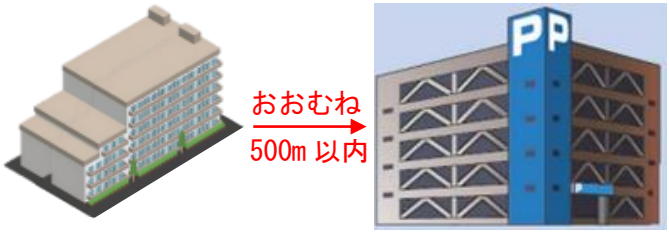	○ 建築等を行う**建築物内**又は**敷地内**

※ **集約駐車施設** ・・・ 駐車施設の機能を集約することができる施設で市長が認めるもの
詳しくは、『集約駐車施設の認定申請等に係る手引き』をご覧ください。

６　附置しなければならない駐車施設の規模

○ 条例により附置しなければならない駐車施設の規模は、駐車台数１台につき**幅２．５ｍ以上×奥行６．０ｍ以上**とし、自動車が有効に駐車し、かつ、出入りすることができるものとしなければなりません。

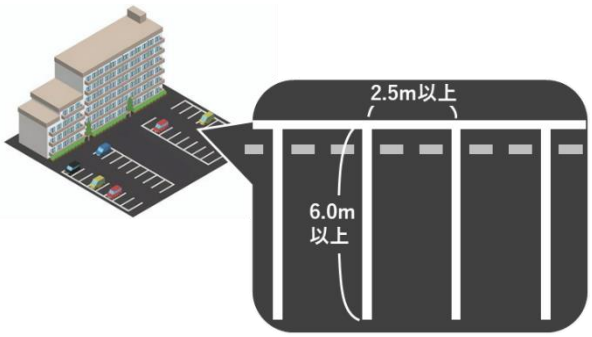

○ **『国土交通大臣の認定を受けた機械式駐車施設』**及び**『市長の認定を受けた集約駐車施設』**については、上記の規定は適用しません。

（例）

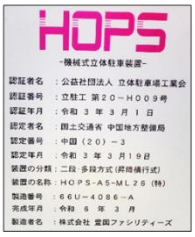

○ 駐車の用に供する部分及び車路を明確に区分するとともに、駐車の用に供する部分を１台ごとに区分しなければなりません。

７　駐車施設の附置の届出

○ 駐車施設を附置すべき者は、駐車施設の位置、規模等について、あらかじめ**駐車施設附置（変更）届出書**に必要な図面を添えて市長に届け出なければなりません。
○ 届け出た事項を変更する場合も、同様の手続きを経なければなりません。
○ 届出書及び図面はＡ４判左綴じにして、**２部**ご提出ください。
○ 提出後は、処理期間として**２週間程度**要します。

８　駐車施設の附置の特例

○ 建築物の構造又は敷地の状態によりやむを得ないと市長が認めた場合は、特例として敷地からおおむね**２００ｍ以内**の場所に駐車施設を設置することができます。
○ この場合、駐車施設の位置、規模等について、あらかじめ**駐車施設設置承認（変更）申請書**に必要な図面を添えて市長に提出し、承認を受けなければなりません。
○ 承認を受けた事項を変更する場合も、同様の手続きを経なければなりません。
○ 申請書及び図面はＡ４判左綴じにして、**２部**ご提出ください。
○ 提出後は、処理期間として**２週間程度**要します。

９　駐車施設の附置等の完了届

○ 駐車施設の附置に関して届け出た者又は承認を受けた者は、駐車施設の附置又は設置の完了後速やかに**駐車施設附置（設置）完了届**を市長に提出しなければなりません。
○ 申請書及び図面はＡ４判左綴じにして、**１部**ご提出ください。
○ 提出後は、駐車施設が**届出又は申請どおり設けられているか**検査を行います。

１０　駐車施設の附置届出等のフローチャート

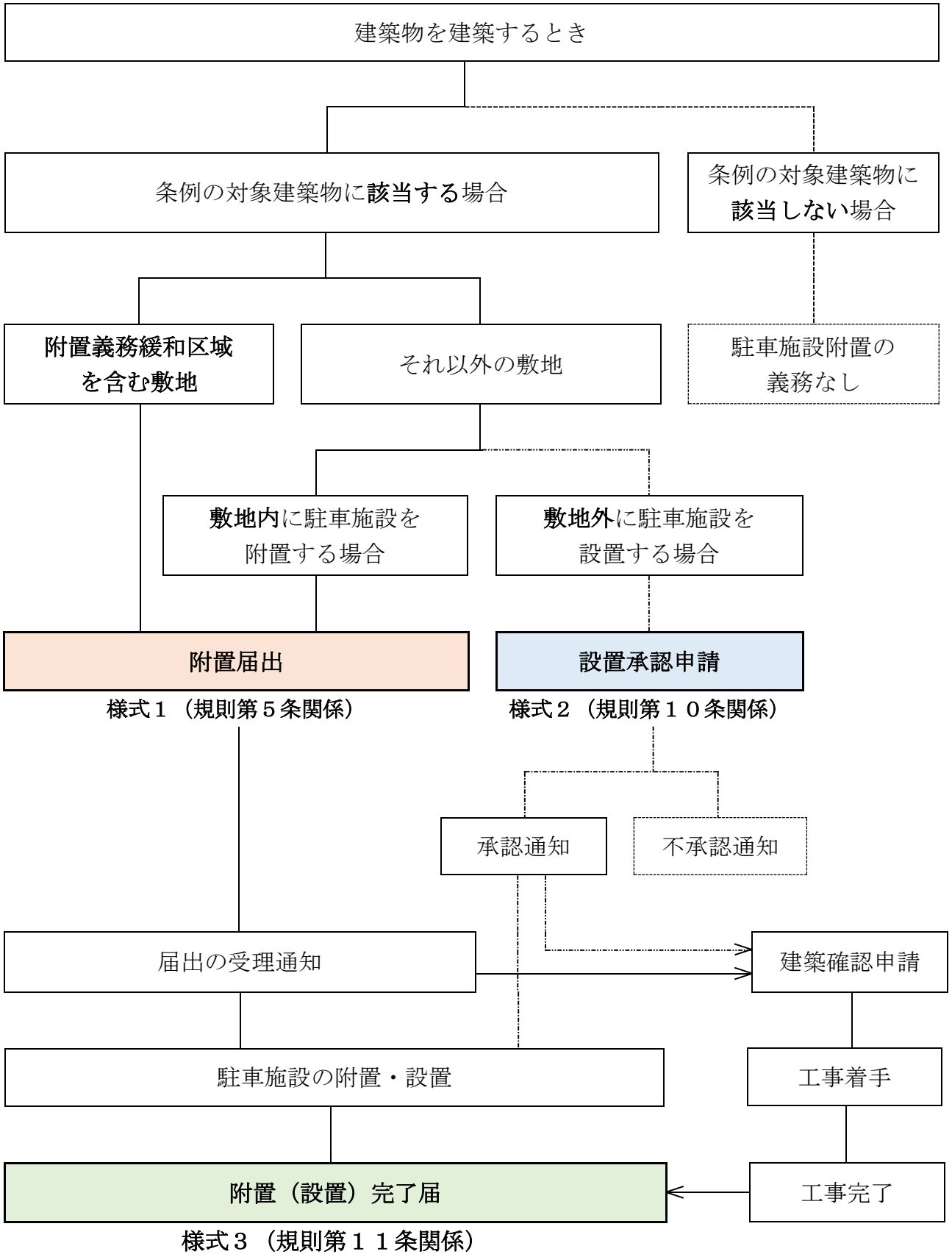

１１　駐車施設の附置届出等に必要な図書

種別	図面の種類	明示すべき事項
届出	(1)付近見取図	□方位　□道路 □目標となる地物及び位置 □建築物と駐車施設との距離 （附置義務緩和区域を含む敷地において、建築物の敷地からおおむね２００m以内の場所又は集約駐車施設に駐車施設を附置する場合）
	(2)建築物の配置図 (3)駐車施設の配置図 （附置義務緩和区域を含む敷地において、建築物の敷地からおおむね２００m以内の場所又は集約駐車施設に駐車施設を附置する場合）	□縮尺　□方位 □敷地境界線　□位置 □駐車施設内外の車路及びその幅員 □敷地が接する道路及びその幅員
	(4)建築物の各階平面図 (5)駐車施設の各階平面図 （附置義務緩和区域を含む敷地において、建築物の敷地からおおむね２００m以内の場所又は集約駐車施設に駐車施設を附置する場合）	□縮尺　□方位　□間取 □各部の用途　□床面積 □駐車施設内外の車路及びその幅員
承認申請	(1)付近見取図	□方位　□道路 □目標となる地物及び位置 □建築物と駐車施設との距離
	(2)建築物及び駐車施設の配置図	□縮尺　□方位 □敷地境界線　□位置 □駐車施設内の車路及びその幅員 □敷地が接する道路及びその幅員
	(3)建築物及び駐車施設の各階平面図	□縮尺　□方位　□間取 □各部の用途　□床面積 □駐車施設内外の車路及びその幅員

注１）変更の場合も、同様の図書を添付してください。
注２）附置（設置）完了届を提出する場合は、上記の図書を添付する必要はありません。

巻　末　資　料

様式集・記入例集

- 様式１（規則第５条関係）
  駐車施設附置（変更）届出書
- 様式２（規則第１０条関係）
  駐車施設設置承認（変更）申請書
- 様式３（規則第１１条関係）
  駐車施設附置（設置）完了届

様式１（規則第５条関係）

駐車施設附置（変更）届出書

年　　月　　日

福　山　市　長　様

届出者　住所：

（法人にあっては事務所の所在地）

名前：

（法人にあっては名称及び代表者の名前）

福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和４６年条例第１９号）第７条の規定に基づき、駐車施設の（　附置　／　変更　）を次のとおり届け出ます。

建築物に関すること	届出内容	新築　／　増築　／　用途変更				
	建築場所	福山市				
	用途地域等	商業地域　／　近隣商業地域　／　その他（周辺地区）				
	主要用途					
	附置義務緩和区域	区域内　／　区域外				
	延べ面積		特定部分	非特定部分	駐車施設	計
		届出	㎡	㎡	㎡	㎡
		既存	㎡	㎡	㎡	㎡
		合計	㎡	㎡	㎡	㎡
	附置しなければならない台数（駐車の用に供する部分の面積）				台（　　㎡）	

駐車施設に関すること	建築物内又は敷地内	2.5m×6.0m以上の区画	2.5m×6.0m未満の区画	計	
		台（　　㎡）	台（　　㎡）	台（　　㎡）	
		構造	平面式　／　立体（自走）式　／　立体（機械）式　／　立体（自走・機械複合）式　／　地下（自走）式　／　地下（機械）式　/地下（自走・機械複合）式　／　平面・立体・地下複合式		
	敷地からおおむね２００ｍ以内の場所 ※附置義務緩和区域内の場合のみ記入	附置する場所		2.5m×6.0m以上の区画	
		福山市		台（　　㎡）	
		使用承諾者	住所	2.5m×6.0m未満の区画	
				台（　　㎡）	
			名前	計	
				台（　　㎡）	
	敷地からおおむね５００ｍ以内の集約駐車施設 ※附置義務緩和区域内の場合のみ記入	附置する場所		認定年月日	
		福山市		年　　月　　日	
		使用承諾者	住所	認定番号	
				福指令都第　　号	
			名前	規模	
				台	
変更の場合	変更理由			直近の届出の受理年月日	
				年　　月　　日	
	変更内容			直近の届出の受理番号	
				福都第　　号	

様式１（規則第５条関係）

（記入例）

駐車施設附置~~（変更）~~届出書

yyyy 年　mm 月　dd 日

福　山　市　長　様

届出者　住所：広島県福山市東桜町3番5号

（法人にあっては事務所の所在地）

名前：○○株式会社
代表取締役　○○　○○

（法人にあっては名称及び代表者の名前）

福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和４６年条例第１９号）第７条の規定に基づき、駐車施設の　附置　を次のとおり届け出ます。

建築物に関すること	届出内容	新築				
	建築場所	福山市 ○○町○丁目○○○番地○○				
	用途地域等	商業地域				
	主要用途	（例）物品販売店舗・共同住宅				
	附置義務緩和区域	区域内				
	延べ面積		特定部分	非特定部分	駐車施設	計
		届出	12,345.67 ㎡	8,901.23 ㎡	456.78 ㎡	21,703.68 ㎡
		既存	㎡	㎡	㎡	0.00 ㎡
		合計	12,345.67 ㎡	8,901.23 ㎡	456.78 ㎡	21,703.68 ㎡
	附置しなければならない台数（駐車の用に供する部分の面積）				73 台（ 1,095.00 ㎡）	

駐車施設に関すること	建築物内又は敷地内	2.5m×6.0m以上の区画	2.5m×6.0m未満の区画	計	
		40 台（ 600.00 ㎡）	10 台（ 125.00 ㎡）	50 台（ 725.00 ㎡）	
		構造	平面・立体・地下複合式		
	敷地からおおむね２００ｍ以内の場所 ※附置義務緩和区域内の場合のみ記入	附置する場所		2.5m×6.0m以上の区画	
		福山市 △△町△丁目△△△番地△△		13 台（ 195.00 ㎡）	
		使用承諾者	住所	2.5m×6.0m未満の区画	
			△△県△△市△△番△△号	0 台（ 0.00 ㎡）	
			名前	計	
			△△　△△	13 台（ 195.00 ㎡）	
	敷地からおおむね５００ｍ以内の集約駐車施設 ※附置義務緩和区域内の場合のみ記入	附置する場所		認定年月日	
		福山市 □□町□丁目□□□番地□□		yyyy 年　mm 月　dd 日	
		使用承諾者	住所	認定番号	
			□□県□□市□□番□□号	福指令都第　○○　号	
			名前	規模	
			□□株式会社　代表取締役　□□　□□	20 台	
変更の場合	変更理由			直近の届出の受理年月日	
				年　月　日	
	変更内容			直近の届出の受理番号	
				福都第　号	

都－2025.3.28

様式１（規則第５条関係）

（記入例）

駐車施設附置~~（変更）~~届出書

yyyy 年　mm 月　dd 日

福　山　市　長　様

届出者　住所：広島県福山市東桜町3番5号

（法人にあっては事務所の所在地）

名前：○○株式会社
代表取締役　○○　○○

（法人にあっては名称及び代表者の名前）

福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和４６年条例第１９号）第７条の規定に基づき、駐車施設の　附置　を次のとおり届け出ます。

建築物に関すること	届出内容		増築			
	建築場所		福山市 ○○町○丁目○○○番地○○			
	用途地域等		その他（周辺地区）			
	主要用途		（例）物品販売店舗・共同住宅			
	附置義務緩和区域		区域外			
	延べ面積		特定部分	非特定部分	駐車施設	計
		届出	3,000.00 ㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡	3,000.00 ㎡
		既存	12,345.67 ㎡	8,901.23 ㎡	456.78 ㎡	21,703.68 ㎡
		合計	15,345.67 ㎡	8,901.23 ㎡	456.78 ㎡	24,703.68 ㎡
	附置しなければならない台数（駐車の用に供する部分の面積）		20 台（　300.00 ㎡）			

駐車施設に関すること	建築物内又は敷地内	2.5m×6.0m以上の区画	2.5m×6.0m未満の区画	計	
		20 台（　300.00 ㎡）	0 台（　0.00 ㎡）	20 台（　300.00 ㎡）	
		構造	平面式		
	敷地からおおむね２００ｍ以内の場所 ※附置義務緩和区域内の場合のみ記入	附置する場所		2.5m×6.0m以上の区画	
		福山市		台（　㎡）	
		使用承諾者	住所	2.5m×6.0m未満の区画	
				台（　㎡）	
			名前	計	
				0 台（　0.00 ㎡）	
	敷地からおおむね５００ｍ以内の集約駐車施設 ※附置義務緩和区域内の場合のみ記入	附置する場所		認定年月日	
		福山市		年　月　日	
		使用承諾者	住所	認定番号	
				福指令都第　号	
			名前	規模	
				台	
変更の場合	変更理由			直近の届出の受理年月日	
				年　月　日	
	変更内容			直近の届出の受理番号	
				福都第　号	

様式１（規則第５条関係）

（記入例）

駐車施設~~附置~~（変更）~~届~~出書

yyyy 年　mm 月　dd 日

福　山　市　長　様

届出者　住所：広島県福山市東桜町3番5号

（法人にあっては事務所の所在地）

名前：○○株式会社
代表取締役　○○　○○

（法人にあっては名称及び代表者の名前）

福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和４６年条例第１９号）第７条の規定に基づき、駐車施設の　変更　を次のとおり届け出ます。

建築物に関すること	届出内容		新築			
	建築場所		福山市 ○○町○丁目○○○番地○○			
	用途地域等		近隣商業地域			
	主要用途		（例）物品販売店舗			
	附置義務緩和区域		区域外			
	延べ面積		特定部分	非特定部分	駐車施設	計
		届出	12,345.67 ㎡	8,901.23 ㎡	456.78 ㎡	21,703.68 ㎡
		既存	㎡	㎡	㎡	0.00 ㎡
		合計	12,345.67 ㎡	8,901.23 ㎡	456.78 ㎡	21,703.68 ㎡
	附置しなければならない台数（駐車の用に供する部分の面積）		25 台（　375.00 ㎡）			

駐車施設に関すること	建築物内又は敷地内	2.5m×6.0m以上の区画	2.5m×6.0m未満の区画	計	
		25 台（　375.00 ㎡）	0 台（　0.00 ㎡）	25 台（　375.00 ㎡）	
		構造	立体（機械）式		
	敷地からおおむね２００ｍ以内の場所 ※附置義務緩和区域内の場合のみ記入	附置する場所		2.5m×6.0m以上の区画	
		福山市		台（　㎡）	
		使用承諾者	住所	2.5m×6.0m未満の区画	
				台（　㎡）	
			名前	計	
				0 台（　0.00 ㎡）	
	敷地からおおむね５００ｍ以内の集約駐車施設 ※附置義務緩和区域内の場合のみ記入	附置する場所		認定年月日	
		福山市		年　月　日	
		使用承諾者	住所	認定番号	
				福指令都第　号	
			名前	規模	
				台	
変更の場合	変更理由			直近の届出の受理年月日	
	（例）非特定部分の延べ面積が増加したため。			yyyy 年　mm 月　dd 日	
	変更内容			直近の届出の受理番号	
	（例）延べ面積・駐車施設の規模			福都第　○○　号	

都－2025.3.28

様式２（規則第１０条関係）

駐車施設設置承認（変更）申請書

年　　月　　日

福　山　市　長　様

申請者　住所：

（法人にあっては事務所の所在地）

名前：

（法人にあっては名称及び代表者の名前）

福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和４６年条例第１９号）第８条第２項の規定に基づき、駐車施設の（　設置　／　変更　）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

建築物に関すること	建築場所		福山市			
	用途地域等		商業地域　／　近隣商業地域　／　その他（周辺地区）			
	主要用途					
	延べ面積		特定部分	非特定部分	駐車施設	計
		届出	㎡	㎡	㎡	㎡
		既存	㎡	㎡	㎡	㎡
		合計	㎡	㎡	㎡	㎡
	附置しなければならない台数（駐車の用に供する部分の面積）				台（　　㎡）	
	上記のうち敷地内に附置する台数（2.5m×6.0m以上の区画）				台（　　㎡）	
駐車施設に関すること	設置する場所		福山市			
	権利区分		所有地　／　借地　／　その他（　　）			
	使用承諾者	住所				
		名前				
	規模		2.5m×6.0m以上の区画	2.5m×6.0m未満の区画	計	
			台（　　㎡）	台（　　㎡）	台（　　㎡）	
	敷地内に附置できない理由					
変更の場合	変更理由			直近の承認年月日		
				年　　月　　日		
	変更内容			直近の承認番号		
				福指令都第　　号		

都－2025.3.28

様式２（規則第１０条関係）

（記入例）

駐車施設設置承認~~（変更）~~申請書

yyyy 年　mm 月　dd 日

福　山　市　長　様

申請者　住所：広島県福山市東桜町3番5号
（法人にあっては事務所の所在地）
名前：○○株式会社
代表取締役　○○　○○
（法人にあっては名称及び代表者の名前）

福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和４６年条例第１９号）第８条第２項の規定に基づき、駐車施設の　設置　の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

建築物に関すること	建築場所		福山市 ○○町○丁目○○○番地○○			
	用途地域等		商業地域			
	主要用途		（例）物品販売店舗・共同住宅			
	延べ面積		特定部分	非特定部分	駐車施設	計
		届出	12,345.67 ㎡	8,901.23 ㎡	456.78 ㎡	21,703.68 ㎡
		既存	0.00 ㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡
		合計	12,345.67 ㎡	8,901.23 ㎡	456.78 ㎡	21,703.68 ㎡
	附置しなければならない台数（駐車の用に供する部分の面積）				73 台（ 1,095.00 ㎡）	
	上記のうち敷地内に附置する台数（2.5m×6.0m以上の区画）				40 台（ 600.00 ㎡）	
駐車施設に関すること	設置する場所		福山市 △△町△丁目△△△番地△△			
	権利区分		借地			
	使用承諾者	住所	△△県△△市△△番△△号			
		名前	△△　△△			
	規模		2.5m×6.0m以上の区画	2.5m×6.0m未満の区画	計	
			33 台（ 495.00 ㎡）	0 台（ 0.00 ㎡）	33 台（ 495.00 ㎡）	
	敷地内に附置できない理由		（例）駐車施設のための充分なスペースが確保できないため。			
変更の場合	変更理由			直近の承認年月日		
				年　月　日		
	変更内容			直近の承認番号		
				福指令都第　号		

都－2025.3.28

様式２（規則第１０条関係）

（記入例）

駐車施設~~設置承認（~~変更~~）~~申請書

yyyy 年　mm 月　dd 日

福　山　市　長　様

申請者　住所：広島県福山市東桜町3番5号
（法人にあっては事務所の所在地）
名前：○○株式会社
代表取締役　○○　○○
（法人にあっては名称及び代表者の名前）

福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和４６年条例第１９号）第８条第２項の規定に基づき、駐車施設の　変更　の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

建築物に関すること	建築場所		福山市 ○○町○丁目○○○番地○○			
	用途地域等		商業地域			
	主要用途		（例）物品販売店舗・共同住宅			
	延べ面積		特定部分	非特定部分	駐車施設	計
		届出	13,245.67 ㎡	8,901.23 ㎡	456.78 ㎡	22,603.68 ㎡
		既存	0.00 ㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡
		合計	13,245.67 ㎡	8,901.23 ㎡	456.78 ㎡	22,603.68 ㎡
	附置しなければならない台数（駐車の用に供する部分の面積）				79 台（ 1,185.00 ㎡）	
	上記のうち敷地内に附置する台数（2.5m×6.0m以上の区画）				40 台（ 600.00 ㎡）	
駐車施設に関すること	設置する場所		福山市 △△町△丁目△△△番地△△			
	権利区分		借地			
	使用承諾者	住所	△△県△△市△△番△△号			
		名前	△△　△△			
	規模		2.5m×6.0m以上の区画	2.5m×6.0m未満の区画	計	
			39 台（ 585.00 ㎡）	0 台（ 0.00 ㎡）	39 台（ 585.00 ㎡）	
	敷地内に附置できない理由		（例）駐車施設のための充分なスペースが確保できないため。			
変更の場合	変更理由		（例）特定部分の延べ面積が増加したため。		直近の承認年月日	yyyy 年　mm 月　dd 日
	変更内容		（例）延べ面積・駐車施設の規模		直近の承認番号	福指令都第　○○　号

都－2025.3.28

様式３（規則第１１条関係）

駐車施設附置（設置）完了届

年　　月　　日

福　山　市　長　様

届出者 住所：

（法人にあっては事務所の所在地）

名前：

（法人にあっては名称及び代表者の名前）

駐車施設の（　附置　／　設置　／　附置及び設置　）が完了したので、福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（昭和４６年規則第６号）第１１条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

附置（設置）完了日		年　　月　　日		
受理年月日・番号		年　　月　　日付け福都第　　号		
承認年月日・番号		年　　月　　日付け福指令都第　　号		
建築物に関すること	行為内容	新築　／　増築　／　用途変更		
	建築場所	福山市		
	用途地域等	商業地域　／　近隣商業地域　／　その他（周辺地区）		
	主要用途			
	附置義務緩和区域	区域内　／　区域外		
	附置しなければならない台数（駐車の用に供する部分の面積）	台（　　0.00 ㎡）		
駐車施設に関すること	建築物内又は敷地内	2.5m×6.0m以上の区画	2.5m×6.0m未満の区画	計
		台（　　㎡）	台（　　㎡）	0 台（　　0.00 ㎡）
	敷地からおおむね２００ｍ以内の場所 ※敷地外への設置又は附置義務緩和区域内の場合のみ記入	附置（設置）した場所		
		福山市		
		2.5m×6.0m以上の区画	2.5m×6.0m未満の区画	計
		台（　　㎡）	台（　　㎡）	0 台（　　0.00 ㎡）
	敷地からおおむね５００ｍ以内の集約駐車施設 ※附置義務緩和区域内の場合のみ記入	附置した場所		
		福山市		
		規模		
		台		

都－2025.3.28

様式３（規則第１１条関係）

（記入例）

駐車施設附置~~（設置）~~完了届

yyyy 年　mm 月　dd 日

福　山　市　長　様

届出者　住所：広島県福山市東桜町3番5号
（法人にあっては事務所の所在地）
名前：○○株式会社
代表取締役　○○　○○
（法人にあっては名称及び代表者の名前）

駐車施設の　附置　が完了したので、福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（昭和４６年規則第６号）第１１条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

附置（設置）完了日		yyyy 年　mm 月　dd 日		
受理年月日・番号		yyyy 年　mm 月　dd 日付け福都第　○○　号		
承認年月日・番号		年　月　日付け福指令都第　号		
建築物に関すること	行為内容	新築		
	建築場所	福山市 ○○町○丁目○○○番地○○		
	用途地域等	商業地域		
	主要用途	（例）物品販売店舗・共同住宅		
	附置義務緩和区域	区域内		
	附置しなければならない台数（駐車の用に供する部分の面積）	73 台（ 1,095.00 ㎡）		
駐車施設に関すること	建築物内又は敷地内	2.5m×6.0m以上の区画	2.5m×6.0m未満の区画	計
		40 台（ 600.00 ㎡）	10 台（ 125.00 ㎡）	50 台（ 725.00 ㎡）
	敷地からおおむね２００ｍ以内の場所 ※敷地外への設置又は附置義務緩和区域内の場合のみ記入	附置（設置）した場所		
		福山市 △△町△丁目△△△番地△△		
		2.5m×6.0m以上の区画	2.5m×6.0m未満の区画	計
		13 台（ 195.00 ㎡）	0 台（ 0.00 ㎡）	13 台（ 195.00 ㎡）
	敷地からおおむね５００ｍ以内の集約駐車施設 ※附置義務緩和区域内の場合のみ記入	附置した場所		
		福山市 □□町□丁目□□□番地□□		
		規模		
		20 台		

都－2025. 3. 28

様式３（規則第１１条関係）

（記入例）

駐車施設附置（設置）完了届

yyyy 年　mm 月　dd 日

福　山　市　長　様

届出者　住所：広島県福山市東桜町3番5号
（法人にあっては事務所の所在地）
名前：○○株式会社
代表取締役　○○　○○
（法人にあっては名称及び代表者の名前）

駐車施設の　附置及び設置　が完了したので、福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（昭和４６年規則第６号）第１１条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

附置（設置）完了日		yyyy 年　mm 月　dd 日		
受理年月日・番号		yyyy 年　mm 月　dd 日付け福都第　○○ 号		
承認年月日・番号		yyyy 年　mm 月　dd 日付け福指令都第　○○ 号		
建築物に関すること	行為内容	新築		
	建築場所	福山市 ○○町○丁目○○○番地○○		
	用途地域等	商業地域		
	主要用途	（例）物品販売店舗・共同住宅		
	附置義務緩和区域	区域外		
	附置しなければならない台数（駐車の用に供する部分の面積）	73 台（ 1,095.00 ㎡）		
駐車施設に関すること	建築物内又は敷地内	2.5m×6.0m以上の区画	2.5m×6.0m未満の区画	計
		60 台（ 900.00 ㎡）	10 台（ 125.00 ㎡）	70 台（ 1,025.00 ㎡）
	敷地からおおむね２００ｍ以内の場所 ※敷地外への設置又は附置義務緩和区域内の場合のみ記入	附置（設置）した場所		
		福山市 △△町△丁目△△△番地△△		
		2.5m×6.0m以上の区画	2.5m×6.0m未満の区画	計
		13 台（ 195.00 ㎡）	0 台（ 0.00 ㎡）	13 台（ 195.00 ㎡）
	敷地からおおむね５００ｍ以内の集約駐車施設 ※附置義務緩和区域内の場合のみ記入	附置した場所		
		福山市		
		規模		
		台		

都－2025.3.28